

25—01.1 P U D T

主要期間一覧（１）（査定系審判、商標登録異議、判定）

（特許関係（無効・訂正審判を除く））

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
明細書・特許請求の範囲・ 図面の補正	17の2	出願日	特許査定謄本到達日（拒絶理由通知を受けた 後を除く。）		
	17の2①四	拒絶査定不服審判の請求と同時	—	—	
要約書の補正	17の3	出願日又は優先日	1年3月	1年3月	
新規性例外適用出願	30①、②	喪失該当に至った日	6月	6月	
同上証明書の提出	30③	出願日	30日	30日	
優先権主張を伴う出願	43①、43の2①、② パリ条約4条C(1)	第1国出願日	特12月 意→特6月	特12月 意→特6月	
優先権証明書の提出	43②、43の2③	優先日	1年4月	1年4月	
	44③、46⑤	優先日	1年4月又は新たな出願の日から3月のい ずれか遅い日*		分割・変更 出願の場合
国内優先権主張を伴う出願	41①	先の出願日	1年	1年	
外国語書面出願に係る翻訳 文	36の2②	出願日又は優先日	1年2月☆	1年2月☆	
出願変更（実→特）	46①	出願日	実願の係属中ただし出願の日から3年		
出願変更（意→特）	46②	イ. 意願出願日	3年	3年	最初の査定
		ロ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	3月	3月	
特許料の納付	108①	査定又は審決の謄本の送達日	30日（求30日）	30日（求30日）	
拒絶査定不服審判の請求	121①	拒絶査定謄本の送達日	3月	3月（職1月）◇	
再審の請求	173①	審決確定後再審の理由を知った日	30日（職15日）※	30日（職60日）	
審決に対する訴え	178③	審決等の謄本の送達日	30日（附15日）※	30日（附90日）	
【指定期間等】					
明細書・特許請求の範囲・ 図面の補正	17の2①一、三	拒絶理由通知の発送日	60日又は75日※（求 1月）	3月（求3月）	
	17の2①二	特48の7の通知の発送日	30日又は45日※	60日	
命令による方式補正	17③、133①、②、 71③、174②	指令書の発送日	30日	30日	

弁明書の提出	18の2②、133の2②、71③、174②	却下理由通知の発送日	30日	30日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令書の発送日	60日又は75日※	3月	
意見書の提出（意見の申立て）	50、67の4、71③、150⑤、159②、163②、174②	拒絶理由通知の発送日 審理結果の通知の発送日 証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	
	48の7	特48の7の通知の発送日	30日又は45日※ ただし、拒絶理由通知と同時は60日又は75日※	60日 ただし、拒絶理由通知と同時は3月	
判定における意見書の提出	71③	証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	30日	60日	
判定における答弁書の提出	71③、規40	判定請求書の副本の発送日	30日	60日	
判定における弁駁書の提出	規47の3①	弁駁指令書の発送日	30日	60日	
審尋書に対する回答書	134④、174②	審尋書の発送日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	異なる期間 指定可能
	71③	審尋書の発送日（判定）	30日	60日	
書留郵便物受領証等の提出	71③、134④、174②、194①	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. （職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間

注3. #は理由により60日（審判便覧25-01 2.(1)参照）

注4. *は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」

注5. ☆は分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日（原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日）から1年以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から2月以内

注6. ◇は延長登録出願に係る拒絶査定不服審判の場合は、職権による請求期間の延長は行わない。

(意匠・商標関係(無効・取消審判を除く))

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
補正	意 60 の 3、商 68 の 40①、 商附 24		審査、登録異議の申立てについての審理、 審判又は再審に係属している間		
	商 68 の 40②		商標の設定登録料の納付と同時(商標登録 出願に係る区分の数を減ずる補正)		
新規性例外適用出願	意 4 ①、②	喪失該当に至った日	6 月	6 月	
同上証明書の提出	意 4 ③	出願日	30 日	30 日	
出願時の特例適用出願	商 9 ①	博覧会等に出品又は出展した日	6 月	6 月	
同上証明書の提出	商 9 ②	出願日	30 日	30 日	
優先権主張を伴う出願	意 15①、商 13①、商 68①、 パリ条約 4 C、E 1	第 1 出願日	意・商 6 月 特・実→意 6 月	意・商 6 月 特・実→意 6 月	
優先権証明書の提出	意 15①、商 13①、商 68①	国内出願の日(擬制不適用)	3 月	3 月	
出願変更(特→意)	意 13①	拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月	最初の査定
出願変更(実→意)	意 13②		実願に係属している間		
補正却下(審査段階)後の新出願	意 17 の 3①、商 17 の 2 ①、商 68②	補正却下決定謄本の送達日	3 月	3 月	
補正却下(審判段階)後の新出願	意 50①、商 55 の 2①、商 68③	補正却下決定謄本の送達日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
登録料の納付	意 43①、商 41①、商 65 の 8①、②	査定又は審決謄本の送達日	30 日(求 30 日)	30 日(求 30 日)	
出願書類等の縦覧	商 18④、商 68③	商標公報発行日	2 月	2 月	
商標登録異議の申立て	商 43 の 2、68④	商標公報発行日	2 月	2 月	
商標登録異議申立理由等の補正	商 43 の 4②、商 68④	異議申立てができる期間の末日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
拒絶査定不服審判の請求	意 46①、商 44①、商 68④、 商附 13、商附 23	拒絶査定謄本の送達日	3 月	3 月	
補正却下不服審判の請求	意 47①、商 45①、商 68④	補正却下決定謄本の送達日	3 月	3 月	
再審の請求	意 58①、商 61、商 68⑤、商 附 20	審決等の確定後再審の理由を 知った日	30 日(職 15 日)※	30 日(職 60 日)	
審決等に対する訴え	意 59②、商 63②、商 68⑤、 商附 22②、商附 23	審決等謄本の送達日	30 日(附 15 日)※	30 日(附 90 日)	

(意匠・商標関係（無効・取消審判を除く）)

【指定期間等】					
命令による方式補正	意 25③、意 52、意 58②、③、 意 68②、商 28③、商 43 の 14 ①、商 56①、商 62①、②、商 68④、商 77②、商附 17①、商附 21、商附 23、商附 27②	指令書の発送日	30 日	30 日	
判定における答弁書の提出	意 25③、意規 19④、商 28 ③、商規 22⑥	答弁指令書の発送日	30 日	60 日	
判定における弁駁書の提出	意規 19④、商規 22⑥	弁駁指令書の発送日	30 日	60 日	
意見書の提出（意見の申立て）	意 19、意 50③、意 57①、商 15 の 2、商 15 の 3①、商 43 の 12、商 55 の 2①、商 60 の 2①、 ②、商 65 の 5、商 68②、④、 ⑤、商附 7、商附 16、商附 19、 商附 23、H8 改正附 12	拒絶理由通知の発送日 取消理由通知の発送日	40 日又は 55 日※	3 月（求 1 月） ただし、理由により 40 日	
証拠調又は証拠保全したときの意見の申立て	意 52、意 58②、商 43 の 8、商 56①、商 68④、商附 17①、商附 21	証拠調又は証拠保全の結果通知の発送日	40 日又は 55 日※	3 月（求 1 月）	
弁明書の提出	意 25③、意 52、意 58②、③、 意 68②、商 28③、商 43 の 14 ①、商 56①、商 62①、②、商 77②、商 68④、商附 17①、商附 21、商附 23、商附 27②	却下理由通知の発送日	30 日	30 日	
手続補完書	商 5 の 2②	指令書の発送日	1 月又は 1 月+15 日※	2 月	
命令による受継のための期間	意 68②、商 77②	受継命令の発送日	60 日又は 75 日※	3 月	
審尋書に対する回答書	意 52、意 58②、③、商 56①	審尋書の発送日	40 日又は 55 日※	3 月（求 1 月）	異なる期間 指定可能
	意 25③、商 28③	審尋書の発送日（判定）	30 日	60 日	
書留郵便物受領証等の提出	意 25③、意 52、意 58②、③、 意 68②、商 28③、商 43 の 14 ①、商 56①、商 62①、②、商 77②、商 68④、商附 17①、商附 23、商附 27②	物件の提出を求める通知 の発送日	10 日	10 日	

注 1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注 2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂 H27. 10)